

平成30年12月16日執行

逗子市長選挙  
結果調

逗子市選挙管理委員会

## は し が き

任期満了に伴う逗子市長選挙は、平成 30 年 12 月 9 日に告示され、現職と新人 1 名の立候補があり、同年 12 月 16 日に執行されました。また、前回（平成 26 年）は無投票だったため、平成 22 年以来 8 年ぶりの投票となりました。

期日前投票では、投票者が 7,698 人と前回（平成 22 年）の 5,902 人から 30%以上の増加となり、確定投票率も前回の 44.32%を大きく上回ることが期待されましたが、最終的に投票率は 47.76%と 3.44 ポイントの微増に止まる結果となりました。

投票の結果、4 選を目指した現職に新人が 3,000 票余の得票差をつけ当選が決定し、翌 17 日に当選証書の付与が行われました。

12 月 24 日に任期満了により現職が退任し、翌 25 日に新市長が就任し、12 年ぶりに市長が交代しました。

この結果調は、今回執行された逗子市長選挙の結果を収録したもので、今後の参考資料となるように作成しました。ここに、関係各位のご理解・ご協力により選挙事務が無事終了できましたことについて、心からお礼申し上げます。

令和 2 年 1 月

逗子市選挙管理委員会

有権者数等

世帯数	人 口			選挙人名簿登録者数			一世帯当 たりの 有権者数
	男	女	計	男	女	計	
24,537	26,665	30,380	57,045	23,552	27,237	50,789	2.07

(注) 世帯数及び人口は平成30年12月1日現在による。

当日の天候	曇
-------	---

1	日 程 表	
(1)	事務日程表 .....	1
2	投票結果に関する調	
(1)	選挙当日の有権者数調 .....	8
(2)	有権者数、投票者数及び投票率調 .....	8
(3)	投票者に関する調 .....	8
(4)	時刻別投票状況調 .....	9
(5)	投票区別投票者数及び投票率調 .....	10
(6)	仮投票に関する調 .....	10
(7)	代理投票及び点字投票調 .....	11
(8)	期日前投票・不在者投票の受理・不受理に関する調 .....	11
(9)	期日前投票・不在者投票の事由に関する調 .....	12
(10)	不在者投票管理者別不在者投票に関する調 .....	12
3	投票所に関する調	
(1)	投票所に使用した施設に関する調 .....	13
(2)	投票所一覧表 .....	13
(3)	投票箱送致に関する調 .....	13
4	候補者の届出及び選挙会等に関する調	
(1)	候補者数及び定数調 .....	14
(2)	候補者の住所・氏名等に関する調 .....	14
5	当選人等に関する調	
(1)	投票総数、有効投票及び無効投票に関する調 .....	15
(2)	有効及び無効投票に関する調 .....	15
(3)	候補者別得票数に関する調 .....	16
(4)	供託金及び選挙運動費用の支出制限額等に関する調 .....	16

6	選挙公営に関する調	
(1)	個人演説会に関する調	17
	ア 会場数に関する調	17
	イ 会場使用度数に関する調	17
(2)	ポスター掲示場の数に関する調	17
(3)	ポスター掲示場設置場所一覧表	18
(4)	公費負担に関する調	21
	ア 条例・規程	
	イ 対象及び限度額	
7	選挙の管理及び執行関係者調	
(1)	選挙管理委員に関する調	22
(2)	選挙長及び同職務代理人に関する調	22
(3)	投票管理者及び同職務代理人に関する調	23
(4)	立会人に関する調	23
(5)	投票立会人一覧表	24
(6)	選挙（開票）立会人一覧表	24
(7)	投票管理者及び投票所事務従事者に関する調	25
(8)	選挙長（開票管理者）及び選挙会（開票）事務従事者に関する調	25
(9)	選挙管理委員会事務局職員調	25
8	参考資料	
(1)	有権者の推移	26
(2)	市長選挙投票率の推移	28
(3)	市長選挙執行状況の推移	29
	選挙公報	

# 1 日 程 表

## (1) 事務日程表

選挙期日前(後)	月日	曜	処 理 事 項	関係法令
159	7/10	火	任期満了届(県委員長へ)	法 120-1
157	7/12	木	同時選挙の可否について通知受理(県委員長より)	法 120-3
156 ～ 132	7/13 ～ 8/6	金 ～ 月	<p>◆事務局事前調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議室、市民ホール、公用車、懸垂幕掲示場使用の予約等</li> <li>・各委託業務等仕様書作成・契約準備</li> </ul> <p>①投・開票所等設営・撤去②投開票事務人材派遣③選挙人名簿等電算処理④ポスター掲示場設置・撤去⑤携帯電話賃借⑥選挙公報・啓発チラシ配布⑦交付機・計数機点検⑧選挙公報印刷⑨投票用紙等印刷⑩候補者用表示物等作成⑪タクシー借上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札等契約日程調整及び依頼準備(管財契約課)</li> </ul>	
131	8/7	火	<p>定例委員会の開催</p> <p><b>【議案】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 選挙人名簿登録者の抹消について</li> <li>(2) 在外選挙人名簿登録者の抹消について</li> <li>(3) 選挙人名簿への登録の日を定めること</li> <li>(4) 選挙の期日及びこれを告示する日を定めること</li> <li>(5) 開票の事務と選挙会の事務を合同すること</li> <li>(6) 選挙会の日時及び場所を定めること</li> <li>(7) 選挙人名簿への登録の被登録資格の決定の基準となる日等を定めること</li> </ol> <p><b>【告示】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 選挙人名簿への登録を行う日</li> <li>(2) 選挙時登録の基準となる日等</li> </ol> <p><b>【報告】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 定時登録日変更(県選管)</li> <li>(2) 選挙期日等の決定報告(県選管)</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙期日等について通知(市長、市議会議長、報道機関)</li> </ul>	<p>法 28</p> <p>法 30 の 11</p> <p>法 22-1</p> <p>法 33</p> <p>法 79-1</p> <p>法 77-1</p> <p>法 22-3</p> <p>令 14-1</p> <p>令 14-2</p> <p>B 報告</p> <p>B 報告</p>
130 ～ 107	8/8 ～ 8/31	水 ～ 金	<p>◆事務局事前調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投・開票所施設借用依頼</li> <li>・投票管理者・投票立会人選任調整(期日前投票含む)</li> <li>・投票事務・選挙会事務従事者の選定</li> <li>・諸用紙調製準備</li> <li>・候補者用表示物等物品調達調整</li> <li>・投票事務・選挙会事務提要、投票事務注意事項原稿作成</li> <li>・ポスター掲示場設置場所確認、設置申請書・依頼書作成</li> <li>・選挙人名簿等電算処理事務日程調整</li> <li>・選挙期日等の通知及び協議準備(警察、郵便局、法務局)</li> <li>・啓発物品発注準備</li> <li>・窓口啓発物(三角柱)作成準備</li> </ul>	
104	9/3	月	<p>定例委員会の開催</p> <p><b>【議案】(定時登録)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 選挙人名簿登録者の抹消について</li> <li>(2) 選挙人名簿に登録する者を定めること</li> <li>(3) 在外選挙人名簿登録者の抹消について</li> </ol>	<p>法 28</p> <p>法 22-2</p> <p>法 30 の 11</p>

選挙期日前(後)	月日	曜	処 理 事 項	関係法令
104	9/3	月	<b>【告示】</b> (1) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (2) 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (3) 選挙権を有する者の総数の6分の1の数 <b>【報告】</b> (1) 選挙人名簿登録者数(県選管)	自治法 74-5 自治法 76-4 合併特例法 4  令 22-1
103	9/4 ～ 9/25	火  火	・候補者のしおり等原稿作成 ・投票・選挙会事務提要及び投票事務注意事項作成 ・委託業務等入札公告	
81	9/26	水	・立候補予定者説明会開催プレスリリース	
80	9/27	木	・立候補予定者説明会出席依頼(郵便局)	
79	9/28	金	・職員組合へ協議依頼(文書協議)	
75	10/2	火	定例委員会の開催 <b>【議案】</b> (1) 選挙人名簿登録者の抹消について (2) 在外選挙人名簿登録者の抹消について (3) 在外選挙人名簿に登録する者を定めること (4) 投票用紙の様式を定めること (5) 選挙長及び同職務代理者を選任すること (6) 期日前投票所を定めること (7) 不在者投票用紙等の告示日前発送開始日を定めること (8) 不在者投票用外封筒等の委員会印を刷り込みとすること (9) 標旗、選挙運動員章及び乗車・乗船章の地色及び文字の色を定めること (10) 自動車・船舶用表示板及び拡声機用表示板の地色及び文字の色を定めること (11) 候補者の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めること (12) 選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めること (13) 政治活動用自動車表示板の地色及び文字の色を定めること (14) 政治活動用ポスター証紙の地模様及び色を定めること (15) 政談演説会告知用立札、看板類表示板の地色及び文字の色を定めること (16) 選挙運動用ビラ証紙の地模様及び色を定めること (17) 投票所を定めること (18) 投票管理者及び同職務代理者を選任すること (19) 投票立会人を選任すること (20) ポスター掲示場の様式を定めること (21) ポスター掲示場の掲示区画の数を定めること (22) ポスター掲示場の表示・注意欄の下に接する区画を選挙啓発のために使用すること (23) ポスター掲示場を設置する場所を定めること (24) 期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を選任すること (25) 期日前投票所の投票立会人を選任すること	法 28 法 30 の 11 法 30 の 6-1 法 75-3、令 80-1 法 45-2 法 48 の 2-5 令 53-1、59 の 4-3 規則 10 市執規 6, 19, 20  市執規 5  法 175-3  市公条 4  市執規 27  市執規 29 市執規 32  市執規 11 の 2 法 39 法 37-2、令 24-1 法 38-1、4 市ポ規 2 市ポ規 3 市ポ規 6  法 144 の 2-8、 市ポ条 1 法 48 の 2-2  法 48 の 2-2



選挙期日前(後)	月日	曜	処 理 事 項	関係法令
74	10/3	水	【決裁】 (1) 選挙長執務場所について (2) 不在者投票を行う場所について 【依頼】 (1) 供託物取扱機関の指定(法務局)	
73	10/4	木	・関係機関との協議(法務局横須賀支局)	
72	10/5	金	・立候補予定者事前説明会用書類セット	
60	10/17	水	・候補者のしおり等印刷依頼	
52	10/25	木	・直接請求署名収集禁止期間開始(任期満了60日前)	自治令 92-5-1
51	10/26	金	・立候補予定者事前説明会(市役所5階会議室) ・個人演説会使用予定表提出依頼	令 118
48	10/29	月	・立候補予定者事前相談開始 ・投票・選挙会事務従事者委嘱 ・ポスター掲示場設置場所使用申請・依頼	
45	11/1	木	・投票・選挙会事務提要及び投票事務注意事項印刷依頼	
40	11/6	火	定例委員会の開催 【議案】 (1) 選挙人名簿登録者の抹消について (2) 選挙人名簿に登録を行う日を定めること (3) 登録の移替えの延期を定めること (4) 投票管理者職務代理人を変更すること (5) 投票立会人を変更すること 【告示】 (1) 登録の移替えを延期する期間 (2) 選挙人名簿への登録を行う日 【報告】 (1) 選挙人名簿への登録を行う日(県選管) ・投票・選挙会事務説明会配付資料等作成	法 28 法 33 令 17 令 24 法 38  令 17 令 14-1  B 報告
39	11/7	水	・啓発用懸垂幕庁舎へ掲出	
34	11/12	月	・投票・選挙会事務説明会開催通知 ・投票管理者報酬支出準備 ・ポスター類掲示禁止看板を各投票所敷地に設置	
33	11/13	火	・投票所等氏名掲示印刷事前準備(印刷業者連絡等)	
31	11/15	木	・不在者投票の取扱いについて指定病院等へ依頼 ・街頭一斉啓発活動通知発送(各委員・推協委員)	
30	11/16	金	・選挙時登録・定時登録用選挙人名簿等データ作成 ・選挙時登録用データ投票受付システム連携	
27	11/19	月	・投票所用等使用物品・配付書類等仕分け	
24	11/22	木	・関係機関との打合せ(警察) ・投票用紙等納品	
19	11/27	火	・立候補予定者事前審査開始(~11/29) ・関係機関との打合せ(郵便局)	
18	11/28	水	・選挙時登録用名簿抄本納品	
17	11/29	木	・投票・選挙会事務説明会	
16	11/30	金	・投票所整理券納品	
15	12/1	土	定時登録基準日 ・投票所整理券発送準備(転出・死亡・転居等抜き取り等)	

選挙期日前(後)	月日	曜	処 理 事 項	関係法令
13	12/3	月	定例委員会の開催 【議案】 (1) 選挙人名簿登録者の抹消について (2) 選挙人名簿に登録する者を定めること (3) 在外選挙人名簿登録者の抹消について 【告示】 (1) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (2) 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (3) 選挙権を有する者の総数の6分の1の数 【報告】 (1) 選挙人名簿登録者数(県選管) ・ポスター掲示場設置開始 ・投票所整理券郵便局引渡し	法 28 法 22-2 法 30 の 11  自治法 74-5 自治法 76-4 合併特例法 4  令 22-1
12	12/4	火	・告示日準備(各告示作成等) ・不在者投票用紙等発送準備	
11	12/5	水	【告示】 (1) ポスター掲示場設置場所 (2) ポスター掲示場に選挙運動用ポスターを掲示できる日 ・ポスター掲示場設置場所一覧表・図面便宜供与開始 ・当日用投票用紙仕分け	法 144 の 2-4 市ポ規 4 令 111 の 2
10	12/6	木	候補者用諸証明等作成準備 【委員長】 (1) 自動車燃料代確認書 (2) ポスター作成枚数確認書 (3) ビラ作成枚数確認書 (4) 選挙運動費用支出制限額告知書 【選挙長】 (1) 新聞広告掲載証明書 (2) 候補者用通常葉書使用証明書 (3) 選挙運動用通常葉書差出票 (4) 通称使用認定書	
9	12/7	金	期日前投票所設営	
8	12/8	土	選挙時登録基準日・登録日 臨時委員会の開催 【議案】 (1) 選挙人名簿登録者の抹消について (2) 選挙人名簿に登録する者を定めること (3) 選挙運動費用の支出制限額を定めること (4) 投票管理者職務代理人を変更すること 【告示】 (1) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (2) 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (3) 選挙権を有する者の総数の6分の1の数 【報告】 (1) 選挙人名簿登録者数(県選管) ・立候補届出会場設営 ・立候補届出受付リハーサル ・不在者投票用紙等事前発送開始	法 28 法 22-2 法 194、令 127 令 24  自治法 74-5 自治法 76-4 合併特例法 4  令 22-1  法 53-1、59 の 4 -3

選挙期日前(後)	月日	曜	処 理 事 項	関係法令
7	12/9	日	告示日 <b>【告示】</b> (1) 選挙期日 (2) 投票用紙の様式 (3) 投票所 (4) 期日前投票所 (5) 不在者投票場所 (6) 投票管理者及び同職務代理者選任 (7) 期日前投票管理者及び同職務代理者選任 (8) 選挙長及び同職務代理者選任 (9) 選挙会の日時・場所 (10) 開票事務と選挙会事務の合同 (11) 候補者の氏名等掲示順序のくじ施行日時・場所 (12) 標旗、選挙運動員章及び乗車・乗船章の地色及び文字の色 (13) 自動車・船舶用表示板及び拡声機用表示板の地色及び文字の色 (14) 選挙運動用ビラ証紙の地模様及び色 (15) 選挙運動費用の支出制限額 (16) 選挙公報の掲載順序のくじ施行日時・場所 (17) 政治活動用自動車表示板の地色及び文字の色 (18) 政治活動用ポスター証紙の地模様及び色 (19) 政談演説会告知用立札、看板類表示板の地色及び文字の色  <b>【選挙長告示】</b> (1) 選挙長執務場所 (2) 選挙立会人くじ施行の日時・場所 (3) 候補者届出  <b>【公告】</b> (1) 供託物取扱機関指定 候補者届出の受付 (1) 候補者届出受理 選挙運動関係諸届出の受付 (1) 選挙事務所設置届 (2) 出納責任者選任(異動)届 (3) 報酬を支給する選挙運動従事者の届出 (4) 選挙立会人となるべき者の届出 (5) 個人演説会開催申出書 (6) 個人演説会施設管理者に対する通知 (7) 選挙公報掲載申請 (8) 公費負担に関する諸届出  ・選挙運動用諸物品・諸証明の交付 ・政治団体確認申請等の受理 (1) 確認申請の受理・確認書の交付 (2) 政治活動用ビラの届出 (3) 政談演説会開催届出 (4) 機関紙(誌)届出 ・政治活動用諸物品の交付	法 33-5-4 法 45-2 法 41-1 法 41-1、48 の 2-2  令 25 令 49-7 令 81 法 78 法 79-2 県執規 57 市執規 19  市執規 5  市執規 11 の 2 法 196 市公規 市執規 27 市執規 29 市執規 32  法 76 法 86 の 4  法 86 の 4  法 130-2 法 180-3、182-1 法 197 の 2-2、5 法 76 法 163、令 112-1 令 115 市公規 3 市選条 3、10、市 選規 2、3

選挙期日前(後)	月日	曜	処 理 事 項	関係法令
7	12/9	日	<b>【報告・通知】</b> (1) 選挙長及び同職務代理者選任(選挙長・投票管理者へ) (2) 候補者届出報告(選挙長から委員長・県選管へ) (3) 候補者に関する通知(身元照会等) (4) 候補者に関する通知(投票管理者へ) (5) 選挙会の日時・場所(選挙長・投票管理者へ) (6) 投票所(選挙長・投票管理者へ) ・選挙人名簿の閲覧中止(告示日～選挙期日後5日) ・選挙公報掲載順序くじ施行 ・選挙公報校正・印刷 ・候補者氏名等の掲示順序のくじ施行	法 86 の 4 令 92-1・9 令 92-2・9  法 28 の 2-1 市公条 4-2  法 175-3
6	12/10	月	・期日前・不在者投票開始 ・期日前投票所・不在者投票場所に候補者氏名等掲示 ・選挙公報納品・各戸配布開始(12/14 配布期限) ・死亡・転出及び不在者投票状況投票管理システム入力開始 ・期日前投票集計表作成 ・広報車による投票啓発開始	法 48 の 2、49 法 175-2 法 170-1
5	12/11	火	・公営個人演説会開催可能開始日 ・候補者氏名等掲示印刷物納品 ・開票所用諸物品・諸用紙準備	法 163
4	12/12	水	・郵便等による不在者投票の投票用紙等請求期限	法 49-2、令 59 の 4-1
3	12/13	木	・補充立候補届出締切日 ・選挙立会人届出最終日 ・街頭投票啓発活動 <b>【通知】</b> (1) 選挙立会人の選任及び参会	法 86-8 法 76  法 76
2	12/14	金	・選挙人異動(死亡・転出等)、不在者投票状況投票受付システム入力確認	
1	12/15	土	・期日前・不在者投票最終日 ・投票所・開票所(選挙会場)設営 ・投票記載場所の候補者氏名等掲示完了 ・投票所整理券返戻分等確認・整理 ・選挙事務所異動・廃止届受理及び閉鎖確認(投票所から 300m 以内)	法 49  法 175-1  法 132
0	12/16	日	選挙期日 臨時委員会の開催 <b>【議案】</b> (1) 選挙人名簿登録者の抹消について <b>【投票】</b> ・投票用紙の送付(各投票管理者へ) ・不在者投票の送致(指定投票区投票管理者へ) ・投票所巡視(選挙管理委員会委員) ・投票状況の速報 ・投票箱等の受領 ・投票録受領 <b>【選挙会(開票)】</b> ・開票速報 ・選挙録の作成及び送付(選挙長から委員長へ) ・当選人の決定報告(選挙長から委員長へ) ・当選告知(当選人へ)	法 28   法 55   法 65、79、80 法 101 の 3-1 法 101 の 3-2

選挙期日前(後)	月日	曜	処 理 事 項	関係法令
0	12/16	日	【告示】 (1) 当選人決定 ・当選証書付与通知(当選人へ)	法 101 の 3-2
(1)	12/17	月	・選挙人名簿登録の移替え再開 ・当選証書の付与 ・投票所用機器類撤収 ・開票所撤収 ・ポスター類掲示禁止看板撤去 ・投票啓発用懸垂幕撤去 【告示】 (1) 当選証書付与 【報告】 (1) 開票結果報告(県選管) (2) 当選証書付与(県知事、県選管、市長) ・公費負担関係請求・支払事務開始	令 17 法 105-1  法 105-1  A 報告 法 108-1-4、A 報告
(9)	12/25	火	・選挙人名簿の閲覧再開	法 28
(15)	12/31	月	・選挙運動費用収支報告書(第1回)提出期限(選挙期日から15日以内)	法 189-1
(19)	1/4	金	・選挙の効力に関する異議申出期限(選挙期日から14日以内) ・当選の効力に関する異議申出期限(当選人決定の告示から14日以内)	法 202-1、270 の 3 法 206-1、270 の 3
(22)	1/7	月	供託物の返還通知	法 93、令 93-2
(79)	3/5	火	【告示】 (1) 選挙運動費用収支報告要旨公表(第1回目)	法 192-2
(103)	3/29	金	【告示】 (1) 選挙運動費用収支報告要旨公表(第2回目)	法 192-2

凡例 法…公職選挙法 令…公職選挙法施行令 規則…公職選挙法施行規則 自治法…地方自治法  
自治令…地方自治法施行令 合併特例法…市町村の合併の特例に関する法律 県執規…神奈川県  
公職選挙法令執行規程 市執規…逗子市公職選挙法令執行規程 市公条…逗子市選挙公  
報に関する条例 市公規…逗子市選挙公報に関する規程 市ボ規…逗子市の議会の議員及び  
長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する規程 市選条…逗子市議会議員及び逗子市  
市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例 市選規…逗子市議会議員及び逗子  
市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する規程 A報告・B報告…県選挙管理委  
員会への報告等

## 2 投票結果に関する調

(1) 選挙当日の有権者数調

区分 性別	当該選挙に使用された選挙人名簿の抄本に記載されている者の数	補正登録者数（登録の移替えによる者を含む）	抹消された者（登録の移替えによる者を含む）	選挙人名簿登録者数	失権者の数	選挙当日の有権者数
男	23,552	0	18	23,534	285	23,249
女	27,237	0	18	27,219	316	26,903
計	50,789	0	36	50,753	601	50,152

(2) 有権者数、投票者数及び投票率調

性別	選挙当日の有権者数	投票者数	棄権者数	投票率(%)
男	23,249	10,922	12,327	46.98
女	26,903	12,878	14,025	47.87
計	50,152	23,800	26,352	47.46

(3) 投票者に関する調

投票者数	一般投票				期日前投票			
	点字投票	代理投票	その他	計	点字投票	代理投票	その他	計
23,800	0	3	16,025	16,028	4	21	7,673	7,698

不在者投票				
点字投票	代理投票	郵便投票	その他	計
0	0	4	70	74

(4) 時刻別投票状況調

時刻別	性別		男		女		計	
	投票者数	投票率(%)	投票者数	投票率(%)	投票者数	投票率(%)	投票者数	投票率(%)
9 時 現 在	468	2.01	334	1.24	802	1.60		
1 0 時 現 在	1,083	4.66	873	3.24	1,956	3.90		
1 1 時 現 在	2,013	8.66	1,858	6.91	3,871	7.72		
1 4 時 現 在	4,391	18.89	4,479	16.65	8,870	17.69		
1 6 時 現 在	5,582	24.01	5,844	21.72	11,426	22.78		
1 8 時 現 在	6,872	29.56	7,358	27.35	14,230	28.37		
19 時 30 分現在	7,505	32.28	8,076	30.02	15,581	31.07		
2 0 時 現 在	7,728	33.24	8,300	30.85	16,028	31.96		
期 日 前 投 票	3,169	13.63	4,529	16.83	7,698	15.35		
不 在 者 投 票	25	—	49	—	74	—		
確 定	10,922	46.98	12,878	47.87	23,800	47.46		



(5) 投票区別投票者数及び投票率調

投票区	投票所名称	選挙当日有権者数			投票者数			投票率 (%)
		男	女	計	男	女	計	計
1	逗子市役所	2,900	3,402	6,302	1,000	1,099	2,099	33.31
2	逗子小学校特別活動室	2,099	2,406	4,505	727	754	1,481	32.87
3	逗子市福社会館	1,720	1,931	3,651	516	504	1,020	27.94
4	沼間小学校会議室	1,985	2,355	4,340	660	768	1,428	32.90
5	沼間小学校区コミュニティセンター	2,095	2,364	4,459	750	843	1,593	35.73
6	逗子市立湘南保育園	1,002	1,218	2,220	354	364	718	32.34
7	池子小学校会議室	1,408	1,644	3,052	475	478	953	31.23
8	久木小学校会議室	2,248	2,535	4,783	830	880	1,710	35.75
9	逗子ハイランド自治会館	1,363	1,674	3,037	541	638	1,179	38.82
10	小坪大谷戸会館	1,930	2,169	4,099	563	559	1,122	27.37
11	小坪小学校会議室	2,325	2,639	4,964	578	577	1,155	23.27
12	新宿会館	2,174	2,566	4,740	759	885	1,644	34.68
期日前投票		—	—	—	3,169	4,529	7,698	15.35
合 計		23,249	26,903	50,152	10,922	12,878	23,800	47.46

\*第1投票区には不在者投票を含む。

(6) 仮投票に関する調

総数	事由による内訳		受理・不受理による内訳	
	投票の拒否の決定を受けた選挙人において不服がある場合	投票立会人において異議のある場合	受理したもの	受理しなかったもの
0	0	0	0	0

(7) 代理投票及び点字投票調

代理投票	点字投票		
	総数	有効	無効
24	4	4	0

(8) 期日前投票・不在者投票の受理・不受理に関する調

投票管理者において受理と決定し、かつ、拒否の決定をしなかったもの	投票管理者において不受理または拒否と決定したもの			合計
	選挙長（開票管理者）において受理と決定したもの	選挙長（開票管理者）において不受理と決定したもの	計	
7,772	0	0	0	7,772

(9) 期日前投票・不在者投票の事由に関する調

事由別	投票用紙の請求			交 付				投 票				
	直接	郵便	合計	直接	郵便	交付を拒否したもの	合計	投票した者(A)	投票しない者	計	船員で指定市町村から交付を受けた投票者(B)	合計(A)+(B)
法第48条の2第1項第1号該当	2,650	1	2,651	2,649	2	0	2,651	2,651	0	2,651	0	2,651
法第48条の2第1項第2号該当	4,763	1	4,764	4,763	1	0	4,764	4,764	0	4,764	0	4,764
法第48条の2第1項第3号該当	276	66	342	283	59	0	342	333	9	342	0	342
法第48条の2第1項第6号該当	20	0	20	20	0	0	20	20	0	20	0	20
法第49条第2項該当	3	1	4	0	4	0	4	4	0	4	0	4
法第49条第3項該当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第49条第4項該当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	7,712	69	7,781	7,715	66	0	7,781	7,772	9	7,781	0	7,781

(10) 不在者投票管理者別不在者投票に関する調

区分 選挙別	選挙人の属する市の選管委員長に対してなしたもの	業務地又は旅行地の市町村の選管委員長に対してなしたもの	船長に対してなしたもの	病院院長・老人ホームの長・国立保養所長・支援施設又は保護施設の長に対してなしたものの	監獄の長・代用監獄の管理者に対してなしたものの	少年院の長又は婦人補導院の長に対してなしたものの	合 計
市長選挙	0	4	0	66	0	0	70

\*法第49条第2項（郵便等投票）該当者は含まない。

### 3 投票所に関する調

## (1) 投票所に使用した施設に関する調

投票所数	内 訳				借上料を要した 投票所数
	市 役 所	学 校	公 会 堂	そ の 他	
12	1	5	0	6	3

## (2) 投票所一覧表

投票区	投票所建物名称	所 在 地
第 1 投票区	逗子市役所	逗子市逗子5丁目2番16号
第 2 投票区	逗子小学校特別活動室	逗子市逗子4丁目2番45号
第 3 投票区	逗子市福社会館	逗子市桜山5丁目32番1号
第 4 投票区	沼間小学校会議室	逗子市沼間1丁目7番18号
第 5 投票区	沼間小学校区コミュニティセンター	逗子市沼間3丁目16番32号
第 6 投票区	逗子市立湘南保育園	逗子市池子2丁目11番9号
第 7 投票区	池子小学校会議室	逗子市池子3丁目9番1号
第 8 投票区	久木小学校会議室	逗子市久木2丁目1番1号
第 9 投票区	逗子ハイランド自治会館	逗子市久木8丁目8番90号
第 10 投票区	小坪大谷戸会館	逗子市新宿4丁目15番26号
第 11 投票区	小坪小学校会議室	逗子市小坪3丁目6番1号
第 12 投票区	新宿会館	逗子市新宿2丁目2番24号

## (3) 投票箱送致に関する調

投票日の当日 開票所に到着したもの	投票日の翌日 開票所に到着したもの	合 計
13	0	13

## 4 候補者の届出及び選挙会等に関する調

(1) 候補者数及び定数調

候補者数	定数	競争率
2	1	2

(2) 候補者の住所・氏名等に関する調

ア 市長選挙

(注)候補者の氏名欄の( )内は、通称使用認定がある場合の戸籍名。

届出受理番号	届出年月日	届出の別	ふりがな 候補者の氏名	性別	本籍	現住所	生年月日 (満歳)	党派	職業	新・現・元の別	通称使用認定の有無
1	平成30年 12月9日	本人	きりがや 桐ヶ谷 さとる (桐ヶ谷 覚)	男	神奈川県	神奈川県 逗子市沼間1 丁目5番2 2号	昭和24年 3月24日 (満69歳)	無所属	会社員	新	有
2	平成30年 12月9日	本人	ひらい 平井 りゅういち 竜一 ( )	男	神奈川県	神奈川県 逗子市新宿 3丁目4番 11号	昭和41年 4月8日 (満52歳)	無所属	市長	現	無

## 5 当選人等に関する調



## (1) 投票総数、有効投票及び無効投票に関する調

投票総数	有効投票数	無効投票数	無効投票率 (%)	持ち帰りと思われる票
23,800	23,563	237	1	0

## (2) 有効及び無効投票に関する調

有効と決定したものの	一般有効投票		23,563
	法第68条の2該当のもの	第4項により按分したもの	0
		いずれの候補者にも属さないもの	0
	計(イ)		23,563
無効投票(ロ)			237
無効投票の内訳	所定の用紙を用いないもの		0
	候補者でない者又は候補者となることができない者の氏名を記載したもの		15
	2人以上の候補者の氏名を記載したもの		0
	被選挙権のない候補者の氏名を記載したもの		0
	候補者の氏名のほか、他事を記載したもの		0
	候補者の氏名を自書しないもの		0
	候補者の何人を記載したかを確認し難いもの		3
	白紙投票		155
	単に雑事を記載したもの		37
	単に記号・符号を記載したもの		27
計(イ) + (ロ)			23,800
持ち帰りと思われる票			0
不受理と決定した票			0

(3) 候補者別得票数に関する調

届出 番号	候補者氏名	党 派	得票数	当落別
1	桐 ケ 谷 さ と る	無 所 属	13,237	当
2	平 井 竜 一	無 所 属	10,326	落
得票数合計			23,563	

(4) 供託金及び選挙運動費用の支出制限額等に関する調

供託金	供託金没収点 (有効投票× $\frac{1}{10}$ )	選 挙 運 動 費 用 の 支 出 金 額 の 制 限 額	法定得票数 (有効投票× $\frac{1}{4}$ )
1,000,000 円	2, 3 5 6 . 3 票	7, 2 1 4, 0 0 0 円	5, 8 9 0 . 7 5 票

## 6 選挙公営に関する調

(1) 個人演説会に関する調

ア 会場数に関する調

法第 161 条第 1 項 第 1 号の学校及び 公民館の数		法第 161 条 第 1 項 第 2 号の公 会堂の数		法第 161 条第 1 項第 3 号の市の選挙管理委員会 の指定した施設の数				合 計
学 校	公 民 館	公 会 堂	社 寺	農 業 協 同 組 合	商 工 会 議 所	そ の 他	計	
8	2	0	0	0	0	7	7	17

イ 会場使用度数に関する調

法第 161 条第 1 項 第 1 号の学校及び公 民館		法第 161 条第 1 項 第 2 号の公会堂		法第 161 条第 1 項第 3 号 の市の選挙管理委員会 の指定した施設		合 計	
公費負担	候 補 者 担 負	公費負担	候 補 者 担 負	公費負担	候 補 者 担 負	公費負担	候 補 者 担 負
0	0	0	0	0	0	0	0

(2) ポスター掲示場の数に関する調

数 区分	1 千人未満				1 千人以上 5 千人未満			5 千人以上 1 万人未満		1 万人以上		合計
	2 k m <sup>2</sup> 未満	2 k m <sup>2</sup> ～ 4 k m <sup>2</sup>	4 k m <sup>2</sup> ～ 8 k m <sup>2</sup>	8 k m <sup>2</sup> 以上	4 k m <sup>2</sup> 未満	4 k m <sup>2</sup> ～ 8 k m <sup>2</sup>	8 k m <sup>2</sup> 以上	4 k m <sup>2</sup> 未満	4 k m <sup>2</sup> 以上	4 k m <sup>2</sup> 未満	4 k m <sup>2</sup> 以上	
	投票所 の数	0	0	0	0	10	0	0	2	0	0	
掲 示 場 設 置 数	0	0	0	0	70	0	0	16	0	0	0	86

(3) ポスター掲示場設置場所一覧表

投票区	投票所名	数	設 置 場 所
第1	逗子市役所	8	逗子5-2-16
			山の根3-5-17前
			逗子5-2-13
			逗子1-2-6先
			逗子6-1-3
			逗子5-10-19
			桜山7-5-1
			山の根3-4-2先
第2	逗子小学校 特別活動室	7	逗子4-2-45
			逗子3-6-6
			逗子4-9-21
			桜山7-10-12
			桜山1-6-30
			桜山1-1-19先
			逗子4-2-11
第3	逗子市 福祉会館	7	桜山6-18-22
			桜山6-1326-29
			桜山5-32-1先
			桜山5-20-22
			桜山4-13-18先
			桜山3-4-37
			沼間1-5-22
第4	沼間小学校 会議室	7	桜山5-12-24前
			沼間1-7-18
			沼間1-21-7先
			沼間1-3-8
			沼間1-2-9
			沼間2-2-32
			沼間2-10-35先

投票区	投票所名	数	設置場所
第5	沼間小学校区 コミュニティセンター	7	沼間3-21-1
			沼間2-20-1先
			沼間5-17-1
			沼間3-16-32
			沼間5-7-7前
			沼間6-6-2
			沼間4-4-10先
第6	逗子市立 湘南保育園	7	池子2-11-9
			池子1-11-1南
			池子1-11-1東
			池子1-2-23先
			池子1-11-1南東角
			池子3-2-2先
			池子3-21-1先
第7	池子小学校 会議室	7	池子3-9-1
			池子3-4-11先
			池子3-14-1先
			池子2-20-2-217
			池子2-19-41先
			池子2-29-20先
			池子2-23-9先
第8	久木小学校 会議室	7	久木2-1-1
			久木6-2-39
			久木7-2-1
			久木7-7-6先
			久木3-8-22先
			久木5-12-13先
			山の根1-5先

投票区	投票所名	数	設 置 場 所
第9	逗子 ハイランド 自治会館	7	久木8-8-90
			久木8-1-1先
			久木8-13-1先
			久木8-12-1先
			久木8-20-16先
			久木8-22-23先
			久木8-17-62先
第10	小坪大谷戸 会館	7	新宿4-15-26
			久木4-4-31先
			久木4-10-18先
			小坪1-24-10先
			小坪1-8-15横
			小坪1-6-7横
			新宿4-11-25先
第11	小坪小学校 会議室	8	小坪3-6-1
			小坪3-2-1先
			小坪2-21-14
			小坪7-3-20
			小坪7-2-16先
			小坪5-21-17
			小坪4-5-1先
			小坪7-7-26
第12	新宿会館	7	新宿2-2-24
			新宿2-5-21先
			新宿1-5-4先
			桜山8-3-24先
			桜山8-10-12先
			桜山9-1-10
			桜山9-2先

(4) 公費負担に関する調

ア 条例・規程

- ・逗子市議会議員及び逗子市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例  
(平成5年9月29日公布・施行)
- ・逗子市議会議員及び逗子市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程  
(平成5年10月4日告示)

イ 対象及び限度額

		対 象	限 度 額			
選挙運動用自動車	1 一般運送契約 (ハイヤー等)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額(同一の日については1台に限る)		各日について64,500円	1の契約と2の契約のどちらかを選択	
	2 その他の契約	ア 自動車借入れ契約	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額(同一の日については1台に限る)	各日について15,800円		①契約の相手方が生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行う者に限る。 ②選挙運動期間中で1(一般運送契約)を選択した日は2(その他の契約)の計算では選挙運動の日数から除いて計算する。
		イ 燃料供給の契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(代替車を含む)	7,560円×選挙運動の日数		
		ウ 運転手雇用の契約	選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額(同一の日については1人に限る)	各日について12,500円		
ビラの作成	選挙運動用ビラの作成  作成単価×作成枚数(右に示した限度の範囲)	●作成単価の限度額 7円51銭  ●作成枚数の限度 候補者1人について、2種類以内で、16,000枚				
ポスターの作成	当該候補者を通じて、作成単価(右に示した単価の限度額以内)に作成枚数(ポスター掲示場の数)を乗じた金額	(単 価) $\frac{310,500円 + (525円06銭 \times \text{ポスター掲示場の数}(86))}{\text{ポスター掲示場の数}(86)} = 4,136円$ (枚数の限度) 86枚「ポスター掲示場の数」 (限 度 額) 単価(4,136円)×86=355,696円				



## 7 選挙の管理及び執行関係者調

(1) 選挙管理委員に関する調

職 名	氏 名
委 員 長	平 野 健 次
委 員 長 職 務 代 理 者	塩 島 秀 樹
委 員	奥 茂 由 香
委 員	佐 藤 敦 子

(2) 選挙長及び同職務代理人に関する調

選 挙 会 場	選 挙 長	同職務代理人
逗子市立体育館	平 野 健 次	塩 島 秀 樹

(3) 投票管理者及び同職務代理者に関する調

投票区	投票管理者	投票管理者職務代理者
	氏名	氏名
1	村松 隆	平元 雄大
2	桐ヶ谷 正美	河合 正男
3	伊藤 伊豆男	山道 宗晃
4	高橋 佳代	鷺原 尚仁
5	須田 透	中川 公嗣
6	平野 泰宏	伊達 政良
7	山田 茂樹	稲垣 賢也
8	佐藤 多佳子	西 三千恵
9	菊池 利幸	香山 智
10	中村 純一	山口 悟
11	舘 兼好	小岩井 沙絵
12	鈴木 幸子	小池 万年

(4) 立会人に関する調

投票立会人		選挙(開票)立会人	
投票所数	立会人数	開票所数	立会人数
12	24	1	3

## (5) 投票立会人一覧表

投票区	氏 名	政党その他の政治団体名
1	飯 山 容 子	無 所 属
	鎌 田 誠 子	無 所 属
2	梶 本 啓	無 所 属
	山 口 廣 吉	無 所 属
3	武 藤 み どり	無 所 属
	矢 部 道 子	無 所 属
4	柏 田 良 満	無 所 属
	南 部 葉 子	無 所 属
5	長 嶋 セ ヅ 子	無 所 属
	大 竹 義 明	無 所 属
6	石 黒 み ち 子	無 所 属
	石 黒 幸 代	無 所 属
7	吉 田 仁 美	無 所 属
	永 田 幸 枝	無 所 属
8	吉 田 啓 子	無 所 属
	松 本 千 代 子	無 所 属
9	城 田 光 子	無 所 属
	川 村 知 香 子	無 所 属
10	竹 田 幸 子	無 所 属
	日 野 乃 芙 子	無 所 属
11	高 橋 三 由 実	無 所 属
	牛 尾 志 保	無 所 属
12	東 海 幸 緒	無 所 属
	鈴 木 裕 美	無 所 属

## (6) 選挙立会人一覧表

氏 名	届出にかかる候補者名	党 派
梶 川 雄 司	桐ヶ谷 さとる	無所属
須 田 聡	平 井 竜 一	無所属
長 塚 英 夫	(選 挙 長 選 任)	無所属

(7) 投票管理者及び投票所事務従事者に関する調

投票所数	投票管理者				投票所事務従事者			
	投票管理者	職務代理者	臨時職務代理者	合計	市の選挙管理委員会 の書記	市の職員	その他	合計
12	12	0	0	12	0	26	24	50

(8) 選挙長（開票管理者）及び選挙会（開票）事務従事者に関する調

選挙長（開票管理者）				選挙会（開票）事務従事者			
選挙長 (開票管理者)	職務代理者	臨時職務代理者	合計	市の選挙管理 委員会の書記	市の職員	その他	合計
1	0	0	1	4	41	13	58

(9) 選挙管理委員会事務局職員調

職名	氏名	備考
事務局 長	谷津 徹	
事務局 次 長	沼田 広純	
選挙係 長	上野 悟朗	
書 記	若原 祐斗	

## 8 參考資料

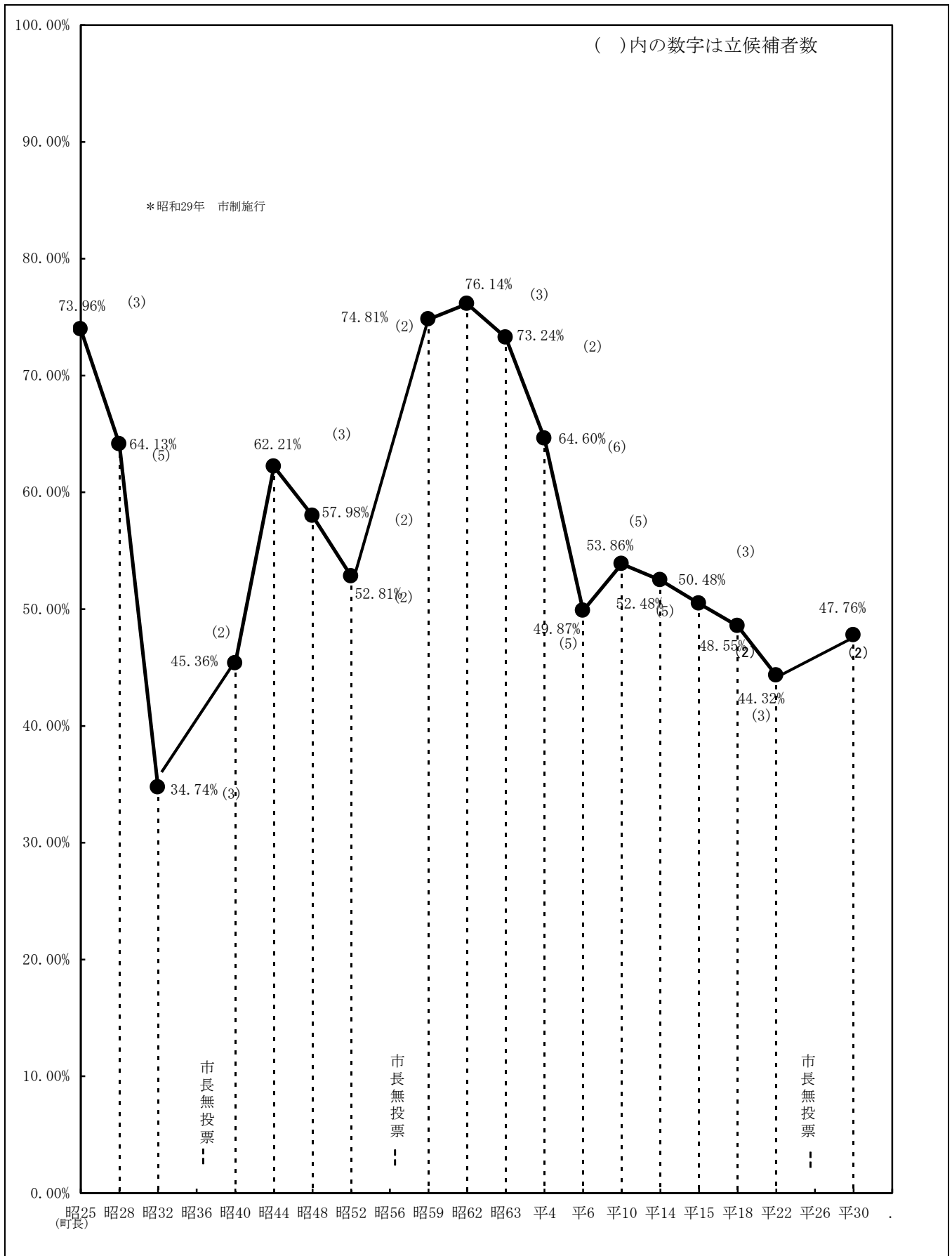
## (1) 有権者の推移

確定年月日	男	女	計	投票区数	確定年月日	男	女	計	投票区数
昭 32. 12. 20	11, 198	12, 503	23, 701	10	平 6. 9. 2	22, 421	24, 639	47, 060	15
昭 33. 12. 20	11, 163	12, 537	23, 700	10	平 7. 9. 2	22, 676	24, 831	47, 507	15
昭 34. 12. 20	11, 444	12, 777	24, 221	10	平 8. 9. 2	22, 724	25, 004	47, 728	15
昭 35. 12. 20	11, 995	13, 335	25, 330	10	平 9. 9. 2	22, 765	25, 120	47, 885	15
昭 36. 12. 20	12, 214	13, 640	25, 854	10	平 10. 6. 2	22, 826	25, 144	47, 970	15
昭 37. 12. 20	12, 924	14, 295	27, 219	11	平 10. 9. 2	22, 958	25, 293	48, 251	15
昭 38. 12. 20	13, 449	14, 785	28, 234	11	平 10. 12. 2	22, 990	25, 362	48, 352	15
昭 39. 12. 20	13, 685	15, 040	28, 725	11	平 11. 3. 2	23, 024	25, 413	48, 437	15
昭 40. 12. 20	14, 520	15, 966	30, 486	12	平 11. 6. 2	23, 074	25, 490	48, 564	15
昭 41. 9. 30	13, 833	15, 382	29, 215	12	平 11. 9. 2	23, 202	25, 687	48, 889	15
昭 43. 3. 30	15, 534	16, 811	32, 345	12	平 11. 12. 2	23, 277	25, 762	49, 039	15
昭 44. 3. 20	15, 764	17, 031	32, 795	12	平 12. 3. 2	23, 346	25, 839	49, 185	15
昭 44. 9. 10	15, 914	17, 235	33, 149	12	平 12. 6. 2	23, 404	25, 849	49, 253	15
昭 45. 9. 10	16, 472	17, 917	34, 389	12	平 12. 9. 2	23, 360	25, 864	49, 224	15
昭 46. 9. 10	17, 589	18, 965	36, 554	12	平 12. 12. 2	23, 394	25, 926	49, 320	15
昭 47. 9. 10	17, 943	19, 397	37, 340	12	平 13. 3. 2	23, 384	25, 934	49, 318	15
昭 48. 9. 10	18, 537	19, 986	38, 523	14	平 13. 6. 2	23, 357	25, 957	49, 314	15
昭 49. 9. 10	19, 063	20, 609	39, 672	14	平 13. 9. 2	23, 463	26, 081	49, 544	14
昭 50. 9. 10	19, 339	20, 855	40, 194	14	平 13. 12. 2	23, 420	26, 097	49, 517	14
昭 51. 9. 10	19, 617	21, 320	40, 937	14	平 14. 3. 2	23, 547	26, 260	49, 807	14
昭 52. 9. 10	19, 817	21, 574	41, 391	15	平 14. 6. 2	23, 600	26, 297	49, 897	14
昭 53. 9. 10	19, 994	21, 859	41, 853	15	平 14. 9. 2	23, 683	26, 412	50, 095	14
昭 54. 9. 10	20, 025	22, 033	42, 058	15	平 14. 12. 2	23, 665	26, 402	50, 067	14
昭 55. 9. 10	20, 056	22, 195	42, 251	15	平 15. 3. 2	23, 645	26, 421	50, 066	14
昭 56. 9. 2	20, 266	22, 299	42, 565	15	平 15. 6. 2	23, 619	26, 448	50, 067	14
昭 57. 9. 2	20, 296	22, 401	42, 697	15	平 15. 9. 2	23, 621	26, 462	50, 083	14
昭 58. 9. 2	20, 388	22, 529	42, 917	15	平 15. 12. 2	23, 661	26, 538	50, 199	14
昭 59. 9. 2	20, 536	22, 660	43, 196	15	平 16. 3. 2	23, 630	26, 494	50, 124	14
昭 60. 9. 2	20, 764	22, 917	43, 681	15	平 16. 6. 2	23, 599	26, 453	50, 052	14
昭 61. 9. 2	20, 836	23, 163	43, 999	15	平 16. 9. 2	23, 577	26, 431	50, 008	14
昭 62. 9. 2	20, 928	23, 324	44, 252	15	平 16. 12. 2	23, 601	26, 483	50, 084	14
昭 63. 9. 2	21, 137	23, 482	44, 619	15	平 17. 3. 2	23, 608	26, 467	50, 075	14
平元. 9. 2	21, 317	23, 648	44, 965	15	平 17. 6. 2	23, 607	26, 483	50, 090	13
平 2. 9. 2	21, 487	23, 843	45, 330	15	平 17. 9. 2	23, 637	26, 559	50, 196	13
平 3. 9. 2	21, 781	24, 094	45, 875	15	平 17. 12. 2	23, 641	26, 582	50, 223	13
平 4. 9. 2	21, 973	24, 267	46, 240	15	平 18. 3. 2	23, 627	26, 525	50, 152	13
平 5. 9. 2	22, 232	24, 463	46, 695	15	平 18. 6. 2	23, 659	26, 551	50, 210	13

確定年月日	男	女	計	投票 区数	確定年月日	男	女	計	投票 区数
平 18. 9. 2	23,660	26,638	50,298	13	平 27. 12. 2	23,183	26,674	49,857	12
平 18. 12. 2	23,659	26,648	50,307	13	平 27. 3. 2	23,187	26,723	49,910	12
平 19. 3. 2	23,650	26,675	50,325	13	平 27. 6. 2	23,142	26,693	49,835	12
平 19. 6. 2	23,675	26,708	50,383	13	平 28. 9. 2	23,660	27,306	50,966	12
平 19. 9. 2	23,695	26,703	50,398	13	平 28. 12. 2	23,701	27,362	51,063	12
平 19. 12. 2	23,672	26,698	50,370	13	平 29. 3. 2	23,680	27,357	51,037	12
平 20. 3. 2	23,662	26,715	50,377	13	平 29. 6. 1	23,669	27,344	51,013	12
平 20. 6. 2	23,634	26,710	50,344	13	平 29. 9. 1	23,635	27,356	50,991	12
平 20. 9. 2	23,612	26,734	50,346	13	平 29. 12. 1	23,643	27,332	50,975	12
平 20. 12. 2	23,602	26,792	50,394	13	平 30. 3. 1	23,629	27,282	50,911	12
平 21. 3. 2	23,567	26,788	50,355	13	平 30. 6. 1	23,602	27,269	50,871	12
平 21. 6. 2	23,567	26,782	50,349	13	平 30. 9. 3	23,558	27,245	50,803	12
平 21. 9. 2	23,534	26,776	50,310	13	平 30. 12. 3	23,574	27,256	50,830	12
平 21. 12. 2	23,579	26,792	50,371	13					
平 22. 3. 2	23,597	26,824	50,421	13					
平 22. 6. 2	23,624	26,836	50,460	13					
平 22. 9. 2	23,632	26,864	50,496	13					
平 22. 12. 2	23,581	26,849	50,430	12					
平 23. 3. 2	23,544	26,819	50,363	12					
平 23. 6. 2	23,565	26,815	50,380	12					
平 23. 9. 2	23,549	26,881	50,430	12					
平 23. 12. 2	23,544	26,850	50,394	12					
平 24. 3. 2	23,522	26,881	50,403	12					
平 24. 6. 2	23,451	26,829	50,280	12					
平 24. 9. 2	23,425	26,811	50,236	12					
平 24. 12. 2	23,389	26,771	50,160	12					
平 25. 3. 2	23,337	26,764	50,101	12					
平 25. 6. 2	23,345	26,767	50,112	12					
平 25. 9. 2	23,321	26,738	50,059	12					
平 25. 12. 2	23,309	26,721	50,030	12					
平 26. 3. 2	23,264	26,704	49,968	12					
平 26. 6. 2	23,242	26,694	49,936	12					
平 26. 9. 2	23,181	26,706	49,887	12					
平 26. 12. 2	23,202	26,734	49,936	12					
平 27. 3. 2	23,216	26,705	49,921	12					
平 27. 6. 2	23,217	26,669	49,886	12					
平 27. 9. 2	23,186	26,713	49,899	12					



(2) 市長選挙投票率の推移



### (3) 市長選挙執行状況の推移

選挙執行年月日 (任期満了日)	告示日	選挙当日の有権者数			投票者数			投票率			有効投票数	無効		立候補者数	備考
		男	女	計	男	女	計	男	女	計		投票数	投票率		
昭 25.7.23 町長選挙	昭 25.7.3	9,166	10,076	19,242	6,724	7,508	14,232	73.36	74.51	73.96	13,492	740	5.20	3	
昭 28.9.13 町長選挙 (昭 29.7.23)	昭 28.9.2	10,173	11,085	21,258	6,611	7,021	13,632	64.99	63.34	64.13	13,573	59	0.43	5	昭 28.7.26 町長死亡
昭 32.9.13 市長選挙 (昭 32.9.12)	昭 32.8.28	10,618	11,960	22,578	3,554	4,289	7,843	33.47	35.86	34.74	7,768	75	0.96	3	9.8 執行が法 86-5 により 選挙期日を 5 日延長(9.7 辞退者あり)
昭 36.9.10 市長選挙 (昭 36.9.12)	昭 36.8.30	11,778	13,170	24,948										1	無投票
昭 40.9.5 市長選挙 (昭 40.9.12)	昭 40.8.25	13,612	14,911	28,523	6,116	6,821	12,937	44.93	45.74	45.36	12,853	84	0.65	2	
昭 44.8.17 市長選挙 (昭 44.9.12)	昭 44.8.6	15,161	16,507	31,668	9,218	10,482	19,700	60.80	63.50	62.21	19,536	164	0.83	3	昭 44.7.1 市長死亡
昭 48.8.5 市長選挙 (昭 48.8.16)	昭 48.7.26	17,982	19,458	37,440	10,277	11,430	21,707	57.15	58.74	57.98	21,562	145	0.67	2	
昭 52.8.7 市長選挙 (昭 52.8.16)	昭 52.7.28	19,348	21,106	40,454	9,923	11,439	21,362	51.29	54.20	52.81	21,260	102	0.48	2	
昭 56.8.9 市長選挙 (昭 56.8.16)	昭 56.7.30	19,825	21,873	41,698										1	無投票
昭 59.11.11 市長選挙 (昭 60.8.16)	昭 59.11.4	20,305	22,455	42,760	14,723	17,264	31,987	72.51	76.88	74.81	31,767	217	0.68	2	
昭 62.10.11 市長選挙 (昭 63.11.10)	昭 62.10.4	20,612	23,047	43,659	15,162	18,079	33,241	73.56	78.44	76.14	32,981	260	0.78	3	
昭 63.10.30 市長選挙 (昭 63.11.10)	昭 63.10.3	20,816	23,189	44,005	14,647	17,581	32,228	70.36	75.82	73.24	31,996	231	0.72	2	
平 4.11.8 市長選挙 (平 4.11.10)	平 4.11.1	21,848	24,146	45,994	13,358	16,356	29,714	61.14	67.74	64.60	29,372	342	1.16	6	
平 6.12.25 市長選挙 (平 8.11.10)	平 6.12.18	22,179	24,365	46,544	10,874	12,336	23,210	49.03	50.63	49.87	22,825	385	1.66	5	
平 10.12.13 市長選挙 (平 10.12.24)	平 10.12.6	22,639	25,000	47,639	11,931	13,728	25,659	52.70	54.91	53.86	25,339	320	1.25	5	
平 14.12.1 市長選挙 (平 14.12.24)	平 14.11.24	23,285	26,069	49,354	11,929	13,970	25,899	51.23	53.59	52.48	25,499	400	1.54	3	
平 15.9.14 市長選挙 (平 18.12.24)	平 15.9.7	23,296	26,124	49,420	11,460	13,489	24,949	49.19	51.63	50.48	24,542	407	1.63	2	
平 18.12.10 市長選挙 (平 18.12.24)	平 18.12.3	23,335	26,303	49,638	11,188	12,911	24,099	47.95	49.09	48.55	23,676	423	1.76	2	
平 22.12.12 市長選挙 (平 22.12.24)	平 22.12.5	23,259	26,496	49,755	10,189	11,860	22,049	43.81	44.76	44.32	21,845	204	0.925	3	
平 26.12.14 市長選挙 (平 26.12.24)	平 26.12.7	23,199	26,724	49,923										1	無投票
平 30.12.16 市長選挙 (平 30.12.24)	平 30.12.9	23,249	26,903	50,152	10,922	12,878	23,800	46.98	47.87	47.46	23,563	237	0.995	2	

\*平成 26 年については、選挙人名簿登録者数。

平成30年12月16日

逗子市長選挙

逗子市選挙管理委員会

執

行

# 選挙公報

私が市長を志した原点は大学3年のとき池子問題を巡る選挙で主催した若者と候補者との交流パーティーでした。

あれから30年経って

縮小社会に突入した日本、これまでと同じしくみでは通用しません。逗子市も同じです。

逗子の財政を立て直した今、人口が減り、財政が縮小しても豊かに暮らせるまちに生まれ変わるときです。

市民と民間企業力を合わせ変わる時代へ行政 **Change**

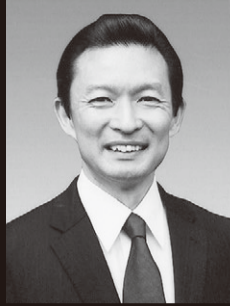
- 行政 新しい時代に合う政策に
- 民間・企業 地域に貢献するビジネスに
- 市民 自立して地域を自治するまち

- 時代に合った行政サービスに変えます。
- 市民に負担のない総合病院を誘致します。
- 未来を支える子育て・教育を充実させます。
- 地域連携で人々の住み良いくらしを守ります。
- 池子の森、逗子の海と山を守り育みます。

プロフィール 家族：妻・長男(大学3)・長女(高2)・次男(中3)  
1966. 4生まれ O型 牡羊座 逗子小 → 久木中[陸上部]  
→ 横須賀高[37期/陸上部] → 早稲田大学 社会科学部[探検部]  
1989. 4 (株)アスクプランニングセンター 経営企画室・社長秘書  
1998. 3~ 逗子市議会議員 3期連続当選  
2006.12~ 逗子市長(現) ●好きなもの ビートルズ、カレーパン

52才

無所属



## 平井 竜



## 桐ヶ谷 さとる

無所属 六十九歳

### オンリー逗子を目指す私の未来ビジョン

この10年間、逗子市の歳入は6億2千万円も減り続けたにもかかわらず、箱物を作り過ぎた結果、一般会計歳出額は35億円も増加しています。これでは財政危機を脱したどころか依然として市財政は危機的状況です。しかしこのピンチをチャンスに変えるために、私は長年の経営者として培った経験とノウハウを市政に生かし、財政構造の転換を大胆に進め、逗子ならではのオンリーワンの街づくりを目指します。

- 桐ヶ谷5つのビジョン (桐ヶ谷さとのマニフェストより)
- ① 企業誘致と起業支援で「逗子力」アップ
- ② 子育て・教育支援を拡充しファミリー世代を応援。
- ③ 高齢の方などが安心して暮らせるまちづくりを整備。
- ④ 大規模災害を十分に想定した防災計画策定の推進。
- ⑤ 逗子ならではの魅力を活かした街のにぎわいを創造。

■経歴  
昭和24年3月24日生  
立教大学経済学部卒業  
(株)キリガヤ代表取締役  
前逗子市観光協会 会長  
前逗子市商工会 会長

桐ヶ谷さとの公式ホームページ  
<https://kirigayasatoru.net>  
逗子のチャンス。 検索

# 投票日 12月16日(日)

## 午前7時～午後8時

◎投票所整理券をお忘れなくお持ちください。

平成30年12月16日

逗子市長選挙

逗子市選挙管理委員会

執

行

# 選挙公報

## 投票日 12月16日(日)

### 午前7時～午後8時

◎投票所整理券をお忘れなくお持ちください。

◎逗子市外に住所を移された方は、今回の投票はできませんのでご注意ください。

**大切な選挙です 必ず投票しましょう！**

## 期日前投票のご利用を

投票日当日、仕事やレジャーなどで投票できない方は、期日前投票をご利用ください。

12月10日(月)から15日(土)までの期間(土曜日も含みます)、毎日午前8時30分から午後8時まで、市役所1階市民ホールで行っています。

\*病院、老人ホーム等の指定施設に入院、入所中の場合、仕事等で一時的に市外に滞在している場合は、不在者投票が利用できます。

平成 30 年 12 月 16 日執行

逗子市長選挙

発行日 2020 年(令和 2 年) 1 月

発行・編集

逗子市選挙管理委員会